

生徒会選挙管理規程

- 1 生徒会執行部役員選挙は本規定に基づき実施される。
- 2 選挙管理委員会は選挙施行に関する権限ならびに責任を有する。
- 3 選挙の公示は投票日3週間前とし、また立候補は投票日の1週間前に締め切る。但し立候補者が定員に満たない場合は延期することもある。
- 4 立候補者は所定の用紙に記入の上、選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 5 選挙運動は本校敷地内で行なうこととし、運動方法は立会い演説会、ポスター掲示、選挙公報その他とする。
 - ① 立会い演説会は選挙管理委員会が主催する。
 - ② ポスターの大きさは模造紙1/4以内、枚数は10枚以内とし、選挙管理委員会の検印を受けた後、指定された場所に掲示する。
 - ③ 選挙公報は選挙管理委員会が発行する。
 - ④ その他の選挙活動は選挙管理委員長に届け出をし、許可を得て行う。
- 6 投票は無記名とし、代理投票は認めない。
- 7 記入方法は信任者に○印を付すこととする。
- 8 下記の投票は無効とする。
 - ① 所定の用紙を用いなかった場合。
 - ② 不明確な記載のもの。
 - ③ ○印以外を記載した場合。
 - ④ その他選挙管理委員会では有効と認められなかったもの。
- 9 選挙管理委員会はやむを得ない事情があると判断された場合は繰り上げ当選などの措置を講ずることができる。
- 10 当選者の資格は対立候補がある場合、1票でも多い方を当選とする。また対立候補がない場合は信任投票を行い、有効投票数の1/2以上の投票をもって信任される。なお不信任の場合はその役職のみ公示からやり直す。
- 11 執行部役員が欠員になった場合は次点者を当てることとし、該当者がなかった場合は補欠選挙を行う。